

時間制運賃の適用における留意点

1. 時間制運賃は、走行距離に比べて時間的拘束が長い場合等に適用するが、その判断の概ねの目安としては1時間15km（30分7.5km）を超えない運送としている。ただし、あくまでも目安としてであり、時間制運賃の適用にあたっては運行の態様により判断する。従って、「1時間15km」を超える場合であっても、運行の態様が時間制運賃に適したものであれば、この適用を妨げるものではない。
2. 時間制運賃は、あらかじめ営業所に同運賃の特約（輸送コース・所要時間・輸送の態様等について利用者と事業者の契約が成立した場合）があった場合に限る。

なお、営業所とは、各事業者の事業計画上の営業所のほか、所属している協同組合の本部及び支部も含まれる。従って、流し営業中の携帯電話への運送申込みや、転送電話によるもの等は営業所で受けたことにはならない。
3. 時間制運賃の場合は、タクシメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示を掲出する。

なお、平成7年の同運賃認可当初、時間制運賃の運送途中で、距離制運賃が適正と判明した場合の対応として、旅客の乗車時点でメーター器を入れておき、運送終了時に表示額を収受できる旨の指導が行われたが、現行の運賃・料金制度においては「距離制により難い運送」との文言は削除されたことから、営業所におけるあらかじめの特約がある場合のみに限られ、運送途中の距離制運賃への変更は行わない。
4. 時間制運賃の申込みを受けて、配車後にキャンセルされた場合には、その初乗額を収受できる。ただし、特約を交わす際には、キャンセル料について利用者に対し事前に十分説明を行なうこと。
5. 特定の顧客に対するサービスとして割引を行なう場合は、事前に営業的割引の認可を受けなければならない。また割増についても同様である。